

# 議員全員協議会会議録

平成26年7月11日

宮古市議会

## 平成26年7月宮古市議会議員全員協議会会議録目次

(7月11日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のための出席者	2
議会事務局出席者	2
開 会	4
説明事項(1)	4
説明事項(2)	6
説明事項(3)	21
閉 会	23

# 宮古市議会議員全員協議会会議録

日 時 平成26年7月11日（金曜日） 午前10時00分  
場 所 議事堂 市役所 6階大ホール

○

## 事 件

### 〔説明事項〕

- (1) 宮古市復興交付金事業計画について
- (2) 災害廃棄物仮置場の土壌汚染対策について
- (3) その他

出席議員（28名）

1番	今村正君	2番	小島直也君
3番	近藤和也君	4番	佐々木清明君
5番	白石雅一君	6番	鳥居晋君
7番	中島清吾君	8番	伊藤清君
9番	内館勝則君	10番	北村進君
11番	佐々木重勝君	12番	須賀原千エ子君
13番	高橋秀正君	14番	橋本久夫君
15番	古館章秀君	16番	工藤小百合君
17番	坂本悦夫君	18番	長門孝則君
19番	佐々木勝君	20番	落合久三君
21番	竹花邦彦君	22番	松本尚美君
23番	坂下正明君	24番	茂市敏之君
25番	藤原光昭君	26番	田中尚君
27番	加藤俊郎君	28番	前川昌登君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

説明事項（1）

副市長	名越一郎君	総務企画部長	佐藤廣昭君
危機管理監	山根正敬君	復興推進課長	滝澤肇君
商業観光課長	下島野悟君	水産課長	伊藤孝雄君
建設課長	箱石文夫君	都市計画課長	中村晃君
復興推進課副主幹	川原栄司君	商業観光課主査	北館克彦君
都市計画課復興まちづくり推進室長	去石一良君	都市計画課復興拠点整備室長	多田康君
都市計画課主査	中島昌紀君		

説明事項（2）

市民生活部長	中村俊政君	産業振興部長	佐藤日出海君
田老総合事務所長	中坪清見君	環境課長	岩田直司君
産業支援センター所長	中嶋良彦君	水産課長	伊藤孝雄君
田老地域振興課長	藤田浩司君	環境課副主幹	三上巧君

議会事務局出席者

事務局長 上居勝弘  
主任 菊地政幸

次 長 佐々木純子

## 開 会

午前10時00分 開会

○議長（前川昌登君） おはようございます。

ただいまから議員全員協議会を開会します。

ただいままでの出席は28名でございます。会議は成立しております。

それでは、次第に従いまして会議を進めてまいります。

○

### 説明事項（1） 宮古市復興交付金事業計画について

○議長（前川昌登君） 説明事項の1、宮古市復興交付金事業計画についてを説明願います。

佐藤総務企画部長。

○総務企画部長（佐藤廣昭君） おはようございます。本日はよろしくお願ひいたします。

今からご説明いたします宮古市復興交付金事業計画第9回につきましては、去る5月20日に申請いたしまして、6月24日に交付可能額の通知があったものでございます。

また、今回第9回の申請対象でございますが、平成26年度の事業費であることから、新規2事業、追加8事業、合わせて10事業を申請したところ、全ての事業が申請どおり認められております。なお、各事業の具体的な内容につきましては復興推進課長からご説明いたしますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（前川昌登君） 滝澤復興推進課長。

○復興推進課長（滝澤 肇君） それでは通知を受けました交付可能額の概要につきまして、資料に沿って説明申し上げます。1ページ目をごらんいただきたいと思います。

申請状況の総括表となります。

第9回の額の確定を踏まえまして、交付金事業計画の全体一覧となっております。真ん中の太線囲いの部分が今回の第9回の交付額となります。

表の一番下の段、ごらんいただきたいと思います。交付対象事業費の合計額が42億8,819万9,000円となります。これに、第8回分までの配分額を加えますと、隣の交付可能額の欄に移っていただきまして、交付対象事業費の総額は610億2,240万2,000円となるものでございます。今回は、復興交付金事業計画の事業規模がわかるように、一番左の欄に復興交付金事業計画の全体事業費の欄を加えております。それから、この全体事業費から交付済みの事業費を引きました未交付の事業費を一番右の欄に記載しております。ただ、全体事業費につきましては、申請の都度、見直しが行われますので、現時点での数値ということになりますけれども、現段階におけます復興交付金事業計画上の全体事業費は854億1,768万8,000円となりまして、これに対する未交付の対象事業費は243億9,528万6,000円となるものでございます。

2ページ目に移って、ここからは事業別の交付金の状況でございます。省庁ごとに集計したものととなります。

太線囲いの部分が第9回の事業計画欄に金額の記載のある事業、これが今回配分される事業とその額となります。簡単に事業内容を説明申し上げます。

まず農水省の3番目、浄土ヶ浜地区環境整備事業でございます。交付対象事業費は2億2,545万1,000円。浄土ヶ浜レストハウスから第3駐車場にかけての園地内道路につきまして、震災時にのり面等が崩壊、崩落したことから、のり面の危険箇所の改修等を行うものでございます。工事費を申請いたしまして、全額認められております。

国土交通省の1番目、(仮称)胡瓜沢線道路整備事業です。事業費は4億8,000万円。被災時に高浜地区の孤立を防ぐための道路を整備するものでして、用地補償費と工事費が認められたものでございます。

国土交通省の2番目、磯鷄金浜線(金浜工区)道路整備事業、事業費は3億円でございます。防集事業に伴います道路整備でして、埋蔵文化財調査費と用地補償費、工事費が認められました。

国土交通省の3番目、(仮称)赤前上下線道路整備事業、事業費は1億2,500万円。同じく防集事業に伴う道路整備でして、埋文調査費、用地補償費、工事費が認められております。

国土交通省の4番目、(仮称)新田平乙部線道路整備事業、事業費は3億1,000万円。国道45号と乙部高台住宅地をつなぐ道路です。埋文調査費、用地補償費、工事費が認められました。

国土交通省の7番目、(仮称)金浜3号線道路整備事業ですけれども、事業費は8,000万円。金浜地区の二線堤道路としてかさ上げ整備する道路でして、従前、調査費がついておりましたが、今回工事費が認められたものでございます。

道路整備事業に関しましては、復興交付金計画上、(仮称)〇〇線ということで申請をしておりますが、事業の実施に際しまして予算化を図る場合には、市道認定を想定いたしまして路線名を変更する場合がございます。あらかじめご承知おきいただきたいと思っております。

3ページ目にまいります。

国土交通省の35番目、鉾ヶ崎・光岸地地区都市再生区画整備事業ですけれども、事業費18億4,671万9,000円。区画整理事業に伴います移転補償費が認められたものでございます。

4ページにまいりまして、国土交通省の45番目、藤原地区津波避難路整備事業ですが、事業費は3,259万円、新規分となります。藤原地区に津波避難路を整備する事業でございます。JRの復旧方針決定前ですけれども、事前準備を進めておくということで、設計費が認められたものでございます。ちなみに法の脇に関しましては、一括で3,060万円、5月12日に調査費が一括の枠の中で認められておまして、5月補正に計上させていただきました。現在、調査を実施中というものでございます。

下の段のF-1、漁業集落復興効果促進事業ですけれども、漁集事業の一括配分分となります。後ほどご説明申し上げますけれども、県配分の間接補助に係る漁集事業の交付可能額の20%を自動的に配分されるものでございます。配分額は8,651万6,000円となります。

その下の欄のF-2ですが、市街地復興効果促進事業につきましても一括配分分となりまして、こちらは鉾ヶ崎・光岸地地区都市再生区画整理事業の交付可能額の20%を配分されたものでございます。配分額3億6,934万3,000円となります。

以上が宮古市交付分の事業となります。

続きまして、県交付分間接補助事業分について説明申し上げます。5ページをごらんいただきたいと思っております。

農林水産省の8番目、女遊戸地区漁業集落防災機能強化事業ですけれども、事業費は1億1,838万円、集落道路及び避難用道路の整備を行うもので、用地費、補償費、工事費が認められました。

それから農林水産省の11番目、田老野原地区漁業集落防災機能強化事業ですが、事業費が3億1,420万円、この事業は新規となります。野原地区におきまして、水産施設用地の整備、それから集落道路の整備を行う事業でございます。用地費及び測量設計費が認められたものでございます。

以上が、今回の申請及び交付可能額の概要となります。

この交付可能額につきましては、復興交付金基金への積み立てに関しましては7月3日付で先決処分をさせていただいております、各事業の事業費分に関しましては、来週16日の臨時議会におきまして補正予算を計上させていただく予定となっておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（前川昌登君） 説明が終わりました。

この件について、何かご質問あれば、挙手願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川昌登君） なければ、この件はこれで終わります。

説明員の入れかえを行います。

○

## 説明事項（２） 災害廃棄物仮置場の土壌汚染対策について

○議長（前川昌登君） ……災害廃棄物仮置場の土壌汚染対策についてを説明願います。

中村市民生活部長。

○市民生活部長（中村俊政君） おはようございます。

それでは私のほうから、本日は、議員の皆様にご説明する内容でございます。

東日本大震災による災害廃棄物の仮置場とした土地を土地の所有者へ返還する際に、環境省からの通知——この環境省からの通知というのは仮置場の償却に伴う原状復旧に係る土壌汚染確認のための技術的事項についてということの内容とするものでございますが、この通知によりまして岩手県が策定をいたしました災害廃棄物の仮置場の返還に係る土壌調査要領に基づきまして、災害廃棄物処理事業を行いました宮古市の責務といたしまして、災害廃棄物による土壌汚染の有無を確認いたし、そして災害廃棄物由来の汚染があった場合は、その土壌を適正に処理をいたしまして、原状に復して土地所有者への返還をしなければならないということになっております。

今回、宮古市内の仮置場におきまして、土壌調査を行った結果を岩手県が環境省のほうに報告をいたしまして、このたび環境省から災害廃棄物処理由来の土壌汚染の判定が出されましたので、皆様にその内容と今後の対策の方針を報告するものでございます。

詳しい説明につきましては、環境課長のほうから行わせていただきます。

○議長（前川昌登君） 岩田環境課長。

○環境課長（岩田直司君） おはようございます。

それでは私のほうから、災害廃棄物仮置場の土壌汚染対策についてご説明をします。ご説明する前に、きょうの全員協議会の資料のほかにも3ページの補足資料と、鉛、ヒ素、フッ素についての資料を2部、別刷りでお渡ししておりますので、ご確認をお願いしたいと思います。

それでは協議会の資料の1ページでございますけれども、まず経緯についてご説明を申し上げます。

宮古市では東日本大震災の災害廃棄物の仮置場として使用した場所につきまして、冒頭、部長が申し上げましたとおり、岩手県のつくりました災害廃棄物の仮置場の返還に係る土壌調査要領に基づき、所有者の同意を得まして、宮古運動公園、藤原埠頭、出崎埠頭、田老野球場の仮置場の4カ所の土壌について、カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、六価クロム及びその化合物、水銀及びアルキル水銀、その他の水銀化合物、セレン及びその化合物、ヒ素及びその化合物、フッ素及びその化合物、ホウ素及びその化合物の8項目の重金属類について調べました。

その結果といたしまして、一部の区画で土壤汚染対策法による基準を超過する有害物質が確認され、汚染の分布等を詳細に調査した結果、災害廃棄物の仮置きとの相関が認められましたため、災害廃棄物による土壤汚染であると判定されました箇所が認められました。

2の土壤汚染の内容をご説明する前に、資料の6ページをお開きいただきたいと思います。

土壤含有量基準と土壤溶出量基準についてご説明したいと思います。

土壤汚染を判定する基準には、土壤含有量基準と土壤溶出量基準の2つがあります。まず初めの土壤含有量基準につきましては、有害物質を含む土壤を直接体内に取り入れた際のリスクを防止する観点から定められたものでありまして、基準値の考えは、6歳以下の子どもは200mg、大人は100mgを毎日摂取することを想定して設定しております。これは70年間土壤含有量超過の場所に住み続け、一定の量を体内に取り込むことを想定しているものでございます。この土壤含有量基準のリスクを回避する対策といたしましては、その基準量超過の土壤を直接摂取しないことや、立ち入りをできない等の措置を講ずればリスクは回避されるとしております。

次に土壤溶出量基準についてご説明をします。土壤中の有害物質が地下水に溶出して、地下水を飲用することにより土壤に含まれる有害物質を体内に取り入れた際のリスクを防止する観点から定められたものでありまして、その考え方につきましては、70年毎日2ℓの地下水を飲用することを想定してありまして、国が定める地下水の環境基準や水道水の水質基準と同様の考え方により設定しております。ただしながら、土壤溶出量基準については、地下水の飲用はない場合はリスクがないものとされております。

今回の調査においては、8項目の重金属類などについて、この2つの基準に照らし合わせてするとともに、廃棄物を置かない近隣の場所の通常も調査するなど総合的に判断をしまして、災害廃棄物由来の土壤汚染について判定をしております。

それでは1ページに戻っていただきまして、2の土壤汚染についてご説明をします。

災害廃棄物由来の土壤汚染として判定されましたのは、田老野球場仮置場と藤原埠頭仮置場でございます。

(1)の田老野球場仮置場については、土地所有者が岩手県の場所でありまして、鉛の土壤溶出量基準値0.01mg/ℓに対しまして、土壤溶出量基準超過の土壤が検出された区画が5区画、最大0.032mg/ℓでございました。

(2)の藤原埠頭は、土地所有者が民間の方もございますので、土地所有者の個人情報に当たりますので氏名の公表等、詳細は控えさせていただきますが、まず、民間Aの方が所有している土地から、鉛の土壤溶出量基準値0.01mg/ℓに対しまして、基準値超過の土壤が1区画、最大で0.052mg/ℓ検出されております。民間Bの所有している土地からは、鉛の土壤含有量基準値150mg/kgに対しまして、基準値超過の土壤が4区画、最大660mg/kg検出されております。民間Cの所有している土地からは、同じく鉛の土壤含有量基準150mg/kgに対して、基準値超過の土壤1区画から最大390mg/kg検出されております。

3ページの地図をごらんいただきたいと思います。田老野球場仮置場は、3ページの上のほうの黒い太線で囲まれた場所で、この調査結果、災害廃棄物土壤汚染の場所はちょっと見えにくいんですけども赤点の場所でございます。具体的な場所は、野球場のバックネット後方の防潮林部分の岩手県所有の土地でございます。

藤原埠頭の仮置場は下のほうの図になりますけれども、黒線で3カ所ございました。そして赤点の場所が災害廃棄物由来の場所が確認されたところです。上の部分と下の部分、老人福祉センターと表示のある場所の下のところに小さい赤点がありますけれども、ここは、土地所有者が隣接しておりますので、この部分が2カ所ということになっております。3カ所のうち真ん中の仮置場からは災害廃棄物由来の汚染土壤は確認されておりました。

また、1ページにお戻りいただきたいと思います。

3の土壤汚染の影響についてですが、前段で、土地含有量基準、土地溶出量基準について説明いたしました。が、土壤汚染が判明した区画について、直接摂取リスクのある土地含有量基準超過の区画は、現在、関係者以外の立ち入りを禁じておりますし、土壤溶出量基準値超過の区域の周辺で地下水の飲用はないことを確認しておりますので、周辺環境や住民への健康被害の影響はないものでございます。

4の今後の対策についてですが、災害廃棄物に由来する汚染土壌は、排出しまして汚染土壌処理施設で処理することとしていますが、その工法等について関係機関と協議を行っているところでありまして、今後、9月議会で汚染土壌の処理費用を補正予算措置しまして、対策事業を行いたいと考えております。

事業費に係る財源は、災害廃棄物処理事業費国庫補助金が9割、残りの1割は震災特別交付税で措置されるというものでございます。

2ページに事業スケジュール（案）を記載しておりますが、工事着工から40日程度で完成する見込みというふうに考えております。入札不調も懸念されますが、遅くとも26年度末までには完了しなければならないという工事になります。

次に5のその他でございますが、今回の調査の中で災害廃棄物由来とは認定されない基準値超過の土壌が検出されましたのでご報告いたします。

この結果については、それぞれの土地所有者に報告するとともに、土壤汚染による今後の対応について説明しておりますが、その対策等の措置を講ずるのは土地所有者の責任となってくるものでございます。ただし、今回の部分につきましては、全ての汚染が土壤溶出量基準値超過であり、地下水の飲用利用がないことを確認しておりますことから、周辺環境や住民への健康への影響はなく、そのままの状態で使用することは何ら問題がないものでございます。

(1) 藤原埠頭においてですけれども、3ページの3カ所の仮置場の県有地、民有地からヒ素、フッ素の土壤溶出量基準値を超える土壌が確認されております。内容は2ページに記載のとおり、ヒ素の土壤溶出量基準値の0.01mg/lに対して最大0.021mg/l、フッ素は、土壤溶出量基準値の0.8mg/lに対して最大5.2mg/lの土壌が検出されております。

次に(2)の出崎埠頭仮置場ですが、同じくヒ素、フッ素の土壤溶出量基準値を超えた土壌が検出されております。4ページの地図をごらんいただきたいと思います。

今回の土壤調査は、災害廃棄物由来の土壤汚染の有無を確認する調査でしたので、仮置場において、土が露出している場所だけを調査をし、コンクリートやアスファルトなどで覆われていた場所は災害廃棄物からのおせんが土壌に影響しないとの判断で調査対象外でありました。

出崎埠頭の黒い少し太い線で囲んであるところが、出崎の災害廃棄物を置いたところですが、調査をした箇所は、ちょっと見にくいんですが青く、臨港通りのすぐ下がちょっと青くなっていますが、その下の角が青くなっています。真ん中に線のようになっていますが、この部分だけを調査をしたものです。

2ページに戻っていただきまして、出崎埠頭の部分につきましては、ヒ素については土壤溶出量基準値0.01mg/lに対して最大で0.14mg/l、フッ素は土壤溶出量基準値0.8mg/lに対して最大で4.1mg/lの土壌が検出されております。出崎埠頭仮置場については、今後、魚市場の増設計画があることから、実測定調査として、土壤汚染対策法に基づく土壤調査を行うこととしております。なお、今回、ヒ素、フッ素の溶出量基準値超過の土壌が検出されたことにより、現在の魚市場の場所は今回の調査対象外でありましたが、安全確認のため、市場の

海水取水施設から取水した海水の重金属等8項目の調査を行い、海水への影響がなく、安全性が保たれていることを確認しております。

また、宮古運動公園においては、調査をいたしました8項目について、土壌含有量、土壌溶出量基準値超過の場所はございませんでした。

次に、補足資料のほうをご説明したいと思います。

補足資料の冒頭は、先ほど部長が申し上げましたとおり、国が定めた考え方に基づき、県が要領を定め、それに基づいて宮古市の事業として災害廃棄物由来の土壌があった場合に、そこを原状に復して所有者に返すための作業を行うということでございます。

経過につきまして、まず平成25年11月から随時、災害廃棄物が撤去したところから土壌調査を開始しております。置いた期間は、藤原、田老、宮古運動公園、それぞれ最後までありましたけれども、その中で、藤原埠頭、田老野球場については、基準値超過が判明した際に詳細調査のほうに移行しております。宮古運動公園については基準値超過がなかったため、調査を終了しております。そして、平成26年2月24日、田老野球場について調査結果がまとまりましたので岩手県から環境省へ報告し、3月25日に環境省が田老野球場仮置場の分については、災害廃棄物由来であると判定しております。

4月25日、出崎埠頭のほうの土壌調査を開始いたしまして、ヒ素、フッ素の基準値超過が判明しましたので、詳細調査に移っております。その結果が6月18日にまとまりましたので、県が環境省へ報告をして、2ページのほうにいきまして、今月7月3日、環境省から藤原埠頭仮置場の鉛基準超過は災害廃棄物由来である、ヒ素、フッ素の基準値超過は災害廃棄物由来ではない、出崎埠頭仮置場の基準値のヒ素・フッ素の基準値超過は災害廃棄物由来ではないという判定を受けました。災害廃棄物に由来による基準値超過の面積ですけれども、基準値超過の面積、藤原、田老合計しまして約1,300平方メートルでございます。除去する土壌の量でございますけれども、藤原埠頭については、現在、深さについて県と業者と設計検討中でございます。田老野球場については、約深さ1メートルで500平米ということで500立方メートルの土壌ということで考えております。処理経費につきましては先ほど申し上げたとおり、詳細な設計をしまして、9月議会で補正予算計上を行いたいと考えております。

あと、具体的な調査方法なんですけれども、まずそれぞれの災害廃棄物仮置場において、30メートル掛ける30メートル、ほぼそういった区画で想定しまして、その中から表層5センチ以上、あと5センチから50センチの2カ所の土壌を5ポイント調査をして、それを1検体として、その結果が基準値超過が出た場合については、

(2)のほうの、今度は30メートル・30メートルの区画を10メートル掛ける10メートルの区画に分けて9カ所、同じように表層の部分と5から50センチの2カ所の部分を10メートル・10メートルの区画ごとに調査をいたしました。また、この土地にバックグラウンドと申し上げまして、災害廃棄物を置きませんでした近隣の場所の表層等も調査をしております。

それらを調査して、さらに10メートル・10メートルからの基準値超過があった場合、さらにその区画の中で1メートルごと、10メートルまでの深度を調査して、それで表層部分だけの超過であれば災害廃棄物由来、もっと地下からあれば由来でないというふうな判断を環境省がしたということでございます。

なお、今話した同じ内容を表のほうで簡単に見やすくまとめておりますので、ごらんいただきたいと思えます。3ページのほうについては、産業振興部のほうよりご説明を。

○議長（前川昌登君） 佐藤産業振興部長。

○産業振興部長（佐藤日出海君） おくれまして申しわけございませんでした。

2ページの今の表を見ていただきまして、要は基準値超過が出たもので、表層だけの部分にあったのは、これは災害廃棄物由来ということで、その部分を除去すると。そして例えば10メートルとか15メートル掘って、そこにあったものは本来、埋め立ての段階で入ったものということなので災害廃棄物ではないという考え方がまず基本でございます。

そこで、私からは出崎埠頭のほうについてご説明いたしますが、鉛につきましては超過はありませんでした。ヒ素については、2ページの表でございますが、土壌含有量基準という舞い上がったときに有害なものについてはありませんでしたが、水になったときに、土を水に入れて、そこから水を抽出したときに超過がありました。そしてこれは災害廃棄物由来ではない。下のほうまでその土があったので、埋め立てのときの土ということでありました。

同じようにフッ素も舞い上がるような、そういうものではないんですけども、土壌の中から水が染み出したときに超過があつて、これも深いところから出てきたので災害廃棄物由来ではないということになりました。

3ページをお願いいたします。

魚市場のほうの関係についてご説明いたします。

今回、ヒ素とフッ素の溶出量基準値超過が判明した出崎埠頭内ということで、市では今考えている措置はこういうことを考えておりますというご説明でございます。

まず、出崎埠頭のヒ素及びフッ素の基準値超過は、溶出量基準において最大14倍ということなので、ヒ素で0.14mg/lという感じなので比較的汚染度合いは低いというふうに考えられます。ヒ素というとカレーライス的事件を思い出しますが、あれが約2万5,000倍というようなもので、普通であれば、いろいろな本とか資料を見ても、大体50倍ぐらいまでのところは大丈夫だという書き方をしているのが普通だと思います。

そこで、とりあえず、まず私どもが考えなければいけなかったことは、現在、魚市場で実際仕事をやっているわけなので、それで海水取水施設があります。岸壁のところにつくっていて、そこで海の水を給水するものがございます。この海水取水施設は、実際、市場の一番西側の鮮魚槽に給水したり、それからスカイタンクという青いタンクがあるんですが、そこに氷を入れて水を入れたり、そういうことに使っていたり、あと洗浄に使っております。

そこで、今まで水の調査というのは大腸菌の調査だとか、そういった調査だけをやっております、重金属についての調査はいたしておりませんでした。それで、今回の事態が発生いたしまして、ヒ素とかフッ素とか、8項目について調査をいたしましたが、いずれの項目においても問題はございませんでした。

まずヒ素については、0.03ということで、水道法による給水の水質基準が0.01、あるいは水産用水という基準があるんですが、これも0.01なので問題はないと。

フッ素については、水道法による水質基準が0.8、水産用水の基準が1.4で、海中に一部入っているのでどうしても水産用水のほうの基準だと少し甘くなるんですが、実際はかってみたら0.7。なお、ホウ素につきましては、このときに同一にはかったんですが、海水中にもともと大体4.5ぐらい入っているものがございますので、今回の調査結果で4.0でございました。水道法では1.0ということなんですけれども、水産用水の基準だと4.5なので問題はないと判断しております。

そこで一番大事なことは、魚市場の風評被害、魚の価格の低落、これを最も避けなければいけないことと認識しておりますので、今後も宮古市の魚市場で使用している海水の安全性を確認するという意味で、3カ月に

1回の定期的な検査を行いまして、風評被害防止のためにホームページでその都度公表いたします。これが1つ目でございます。

それから、2つ目のほうの問題は、今、魚市場の増設工事をやろうとしております。そうしますと、3,000平米以上の切土、掘削とか盛土を行うときには、基本的に土壤汚染対策法の調査が必要になります。そこで、増設予定地でヒ素及びフッ素の溶出量基準値超過がございましたので、今後、土壤汚染対策法に基づきまして土壤調査を実施いたします。これにつきましての予算計上ですが、現在、ちょっとまだ業者さんといろいろ詰めている段階なので金額については、今この段階で、申しわけありませんが、申し上げることはできませんが、7月16日開催の臨時議会に提案するというので、14日に経済常任委員会をお願いしておりましたけれども、そのときにご説明を申し上げたいというふうに思っているところでございます。

以上、説明でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（前川昌登君） 説明が終わりました。この件について、何かご質問があれば、挙手願ひます。

今村議員。

○1番（今村 正君） 今村です、1番です。

この土壤に関しての調査は、これで私は何も文句ないんですが、放射線の部分は調査が立っていたのか、その辺ありますか。

○議長（前川昌登君） 岩田環境課長。

○環境課長（岩田直司君） これは土壤を返還する際に国が定めたものに基づき県が要領を作成し、それに基づいて行いましたので、あくまでも重金属8項目について調べるということで、放射能の関係については、この中では調べておりません。

○議長（前川昌登君） 今村議員。

○1番（今村 正君） 神奈川県知事の黒岩さんがおいでになったときに、NHKで放映されたんですが、空間線量がそのときに、番組の最後にコメントなしで0.168というのが出ていたんです、藤原埠頭で。それも含めて、何かおやりになるつもりはないんでしょうか。

○議長（前川昌登君） 岩田環境課長。

○環境課長（岩田直司君） お答えします。

これ、先ほど言いましたとおり、災害廃棄物処理事業費国庫補助金9割、この9割は震災特別交付税措置ということですけれども、この中の要領、または環境省のについても、その災害廃棄物の土壤汚染ということで、放射能対策のほうに関連しての現在のところ、そのようなことは考えておりません。

○議長（前川昌登君） 今村議員。

○1番（今村 正君） 土壤で何ベクレルあるかということもお調べになるつもりはございませんか。

○議長（前川昌登君） 岩田環境課長。

○環境課長（岩田直司君） 基本的に災害廃棄物を置いたことよっての土壤汚染ということの調査でございますので、土壤、災害廃棄物を置かないことについても、東日本大震災の放射能汚染であれば宮古市の場合にはそれなりに、どこの場合もそういう影響があったということで、あくまでも災害廃棄物の土壤汚染対策ですので、国が示したとおりの方法でやることで考えております。

○議長（前川昌登君） 今村議員。

○1番（今村 正君） 土壤汚染の関連で、国の補助金を使ってやるのでは、これでいいと思います。それ以外

に、今、私ども研究している部分でありますので、あそここのところで土壌汚染が何ベクレルあるかというのは、今回の議案の中には案の中には入らないかもしれませんが、その辺、検討しておいていただけませんかでしょうか。後でまたご相談に伺いますから。よろしくをお願いします。

○議長（前川昌登君） 竹花議員。

○21番（竹花邦彦君） 幾つか質問をしたいと思います。

最初に資料の1ページ、土壌汚染対策についての3、土壌汚染の影響についての記載の中で、土壌含有量基準超過の区画は関係者以外の立ち入りを禁止しておりますという記載があります。岩田課長の話では、これは直接摂取をしない、させない、あるいは立入禁止という措置で十分だという説明がありましたが、具体的に立入禁止の、関係者外の処置というのはどういう形で、いわば、一般市民の方々が単純に立入禁止だという形の表示程度でそういうふうになっているのか、具体的に入れないような処置をしているか、そこら辺の具体的な立入禁止の処置、方法についてお伺いします。

○議長（前川昌登君） 岩田環境課長。

○環境課長（岩田直司君） バリケードとかロープ等で囲いをする事で足りるということで、県の確認を行いながら、そこに立入禁止の札をつけているところでございます。

○議長（前川昌登君） 竹花議員。

○21番（竹花邦彦君） そうすると、例えば具体的に、人が入れないような具体的なそういった処置をしているのかどうかということです。つまり、単純に立入禁止という札だけを立てて自由に人が出入りできるような形になっているのか、あるいはそういったことについて、例えば警備員等を配置して、人が自由にできないような具体的な処置がとられているのかどうか、その点の確認であります。

○議長（前川昌登君） 岩田環境課長。

○環境課長（岩田直司君） 藤原埠頭については、現在、入り口にガードマンはいませんが、基本的には第三者は立ち入れないということでございます。

あと、1番については先ほど申し上げたとおりの措置をしているということで、物理的に全く隔離をしなければならぬというものではございません。

○議長（前川昌登君） 竹花議員。

○21番（竹花邦彦君） さほど危険ではないという認識であったというふうに思いますが、いずれにしても、その直接摂取をしなければいいという状況だというふうに思いますから、ただ、そこはしっかりと、やっぱり立入禁止、危険だよということについて、人が自由に出入りできないような処置をやっぱり少し検討するべきではないかということをお願いしたいと思います。

2つ目の質問です。いわば、藤原埠頭と出崎埠頭で検出されたヒ素、フッ素の関係です。

これはいわば震災の廃棄物に由来するものではないということでもありますから、この処理費用については、全く所有者の自己負担、つまり市でいくと単費ということになるのかどうか、その財源の問題です。

○議長（前川昌登君） 岩田環境課長。

○環境課長（岩田直司君） ここについては、さっき説明をしましたとおり、土地所有者の対策ということになります。ただし、先ほど申し上げましたとおり、この廃棄物由来でない汚染については、全てが土壌溶出量基準ですので、ここで地下水等の飲用がなければ特段そのまま利用してもいいということでございます。

○議長（前川昌登君） 竹花議員。

○21番（竹花邦彦君） そうすると、地下水の飲用がなければ特段対策をしなくてもいい、こういうこと。そういうふう聞こえるわけですが。ヒ素、フッ素が出ましたよと、基準を超える。この対策については具体的に、地下水として飲用で使わなければ、特にそれは汚染対策の処理をしなくてもいいということで理解をしいですか。

○議長（前川昌登君） 岩田環境課長。

○環境課長（岩田直司君） はい、今、竹花議員がおっしゃったとおりでございます。

ただし、3,000平方メートル以上の形質変更が出てきた際には土壤汚染対策の届出をさせていただいて、調査をしていただくということになります。

○議長（前川昌登君） 竹花議員。

○21番（竹花邦彦君） そうすると、藤原埠頭の仮置場の民有地からも検出されているわけですよね。したがって、課長から説明あったように、土地所有者がこれについては処理の責任を負うということで、私はそういった意味でお聞きしたのは、いわば個人の所有者の方がある。仮にこれを処理しなければならないとしたら、かなりのお金がかかるとすれば大変だろうなというふうに思って、財源の問題等々を聞いたわけですが、そうすると、現状認識とすれば、特に地下水として飲み水に使っているわけではないから、現状のそういう基準値を超える物質が出たけれども、特段対策をする必要はないし、現状のまま構わないのだという説明だったというふうに思います。

そういう意味で、逆に言うと、宮古市的にもいわば、そういう地下水として飲用しているものではないから、このことについては特段予算措置を生ずることにならない。ただし、出崎埠頭の問題については、これから増設があるから、そこはしっかりと土壤調査をすると、そのための補正予算を今度の16日に提出をする、こういう理解でいいわけですか。

○議長（前川昌登君） 佐藤産業振興部長。

○産業振興部長（佐藤日出海君） おっしゃるとおりでございます。基本的には、藤原埠頭で地下水を使っている企業は1社もございませんので、水をくみ上げていないので、現状では何ら措置をすることは無いと思います。

ただし、藤原埠頭の場合は、津波被災地域でございますので、これからあそこの土地に何か建物を建てようとするときに、ちょっとあれなんですけれども、掘削が50センチ以上のところを3,000平方メートル以上盛土等をする引っかけるといことなので、実際に例えば、そこに工場とか倉庫を建てようとする基礎をつくるので、基礎をつくるときは必ず50センチはいっちゃうので、そうやって考えていくと、藤原埠頭で新しく何か建物をつくるとなると、今私どもが魚市場でやらなければいけないような調査をせざるを得ないということになると思います。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○22番（松本尚美君） 今、竹花議員のつなぎといますか、続きで聞きたいんですが、調査をする、そして調査の結果によって、同じ値が出るといった場合はどうなりますか。

○議長（前川昌登君） 佐藤産業振興部長。

○産業振興部長（佐藤日出海君） においというか、調査をして、30メートルずつに区切って、900平米ずつ調査をしなければいけないんです。それで50センチ以上掘削するところだから、例えばそこに配管とか側溝とかがあると、そこを全部30メートルずつの正方形をつかった形で掘削しなければ、調査しなければいけないと。

大体、今、業者さんと話をしている、30メートル掛ける30メートルで900平米ですけれども、大体900平米ごとに調査費用が、ヒ素とフッ素の2項目で200万円。8項目をやると270万円ぐらいというようなお話を聞いております。

それで、実際に調査をして、同じような土壌含有量のほうで表面の何かしなければいけないというのではなくて、今、魚市場とか藤原埠頭のヒ素、フッ素の量で地下水をくみ上げたときに問題がない量であれば、土地のほうであれば特に何も、調査だけやって、その後の措置は講ずる必要はないんですが、問題なのが、まだはつきりしていないのが、掘削すると当然土が出てきます。この土を同一の敷地内のところに置いてアスファルトをかけて、それでいいのか、それともその土をやはり法定の処理施設——例えば大船渡の太平洋セメント、一関の三菱マテリアルというのが処理業者さんなんだそうですけれども、そちらのほうに持っていかについては、まだこれから国と、実際に出た値のものによって協議していくということになります。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○22番（松本尚美君） ですから、今、この調査をして、結果が出ていますよね、0.01、0.8。同じ結果だったらどうなんですかと聞いているんです。

○議長（前川昌登君） 佐藤産業振興部長。

○産業振興部長（佐藤日出海君） 同じ結果であれば特に、掘った土の問題をどうするかは別にして、特に計画通りやれるものというふうに思っております。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○22番（松本尚美君） これからということですが、同じ数字が出る、またそれ以下であれば、さらにリスクは低くなるということですが、当然、残土処理の問題が出てくるんですね。ですから、それは現時点でも想定しながらどうするかということは、また必要なことなのかなというふうに思いますし、過去において、広域交流施設などを建設する際に、いわゆるセメントミルク注入、くいの部分で、それを場外に持ち出すと費用がかかると、いわゆる産廃処理ということで、いわゆる敷地内でもって外へ持ち出さないというような対応をされたというふうに聞いておりますし、あとは市民体育館ですね、シーアリーナの建設の際にも、あその掘削土については外に搬出しないと。要するにちょっと問題があるということだったと思いますが、いずれそういう対応してきたのが今までのパターンです。今回どうするかということか課題になるというふうに思いますので、そこは早く情報なり、国とのやりとりはしっかりしないといけないのではないかとというふうに思います。

それからもう一点は、宮古市だけではなくて被災地、これは青森県から広く捉えればあれですが福島まで、大きく、あるいはもっと広範囲になるかもしれませんが、他の被災地の状況というのはどのように把握されていますか。例えば、遠くはいいんですけれども、山田町とか大槌、釜石。場合によっては、岩泉にも出崎のごみを一時保管したものですから問題はないのかなというふうに思うんですが、その辺の状況がどうなっているのか、把握していますか。

○議長（前川昌登君） 岩田環境課長。

○環境課長（岩田直司君） まず岩泉の部分の部分、小本漁港に出崎のものを運びました。岩泉の部分については、汚染を、基準超過は確認されておられません。あと、1週間前に大槌で出たという報道がありましたけれども、県内の状況については、当市では確認していません。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○22番（松本尚美君） わかりました。まずは当市もない中でどうするかということがポイントなのかなというふうに思っております。

もう一つは、鉛、原因は参考資料もついていますが、バッテリーとかそういうものがこの2カ所について主に置いたのか、集積されたのかなというような気がするんですが、この赤前の運動公園に、あの状況の中でバッテリーみたいなものが、車も含めてかもしれませんが、バッテリーみたいなものが運よく分散しないかどうか、3カ所に散らばらないで2カ所に特定の集まったということの結果のような気がするんですが、そういうことは意識的にしましたか。していないですね。

○議長（前川昌登君） 岩田環境課長。

○環境課長（岩田直司君） 例えば田老かと赤前にあった部分も、また分別したときに藤原埠頭に運んだとか、そういった状況がありますので、藤原のところだけに置いたということではございません。土壌を調べたときに出てきたということで、県のほうで、置いた中で民間のAとBというところについては、やはり金属屑の可能性が高いのじゃないかという判断をしております。

民間のCのところについては、県のほうでは、漁網を置いたので——漁網というのは海の中に沈めるために漁網の中に鉛が入っている、漁網を置いたので、鉛の可能性が民間Cについては高いのかなというふうなお話を、県のほうではしております。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○22番（松本尚美君） わかりました。

では、最後にしますが、きょう、7月11日に今、説明、公表されたわけですけども、それなりに懸念される基準値オーバーするという時期が検査を初めて、昨年11月ですね。2月24日に基準値を超えると。それから詳細にまた調査を始めるということですが、きょう時点に至った理由というのは何かありますか。

○議長（前川昌登君） 岩田環境課長。

○環境課長（岩田直司君） 田老につきましては、資料にあるとおり、3月に由来であるということが判明しまして、その中で設計等を検討してきまして、6月にそれがいよいよ上がってきたという状況でございました。田老については、その中で、工程の中で土壌をするとき湧き水が出てくる可能性があるということで、その湧き水等についても調査をして、そういった調査もしながら、今、設計を組んでいるというところなんです。

藤原埠頭については、そのとおり、7月3日に結果が出ましたので、今、県が設計のほうを支援をして、業者にお金を出していただくという、当然の作業ですので、そんな作業工程の中で今行っているという次第でございます。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○22番（松本尚美君） ちょっと私の質問が悪かったのかもしれませんが、2月24日に超過がわかっているんですね。災害廃棄物を置いたかどうか、それが理由だという判定が、それが3月25日ということになりますよね。そういうことではなくて、基準値を超えているという部分の公表がきょうになったという理由を教えてくださいということです。

○議長（前川昌登君） 岩田環境課長。

○環境課長（岩田直司君） それは、まず関係団体との協議と、あと、宮古市とすれば、全ての結果がわかってから公表したいということも考えておりました。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○22番（松本尚美君） 何か最近の流れというか、ちょっと違うような気がするんですね。確かに正確な報告というのは、調査結果の分析、再調査といいますか、それを踏まえた上での数値等をしっかりとつかんだ上で最終報告するという事は、これはそのとおりだと思うんですね。

しかし一方で、やはり環境という部分に対する不安といいますか、リスクがあるということであれば、やはり基準値が、こういうのが判明した段階で、やはりどういう内容だったかというのは頭出しといいますか、不安をあおる内容ではないんでしょうけれども、いずれ公表すべきではないかのかなというふうに私は思うんですけども、行政的な発想だと、とりあえずそれは超えているけれども、しっかりと正確な数値をつかまないと公表できないんだという判断をされているんですが、ちょっとずれがあるような気がするんですが、その認識はどうなんですか。

先ほど、ちょっと気になるのは、余り大した数字ではないというような、倍数は余りじゃないなというようなことで発表が、公表がおくれたのかなという印象も受けるんですけども。決してそうではないと思うんですが、この発表のタイミングですね、公表のタイミング、これは今後もこういったことになるのか。

私はやっぱり基準値超えが判明した段階で、やはり公表すべきなのではないかな。たまたま、今回は調べた結果、地下水の利用がないとか、そういったことの結果だろうというふうに思うんですが、そこはどのような理解をするんですか。

○議長（前川昌登君） 岩田環境課長。

○環境課長（岩田直司君） この部分について、非常に専門的な土壌汚染というものを含んでおりましたので、私どもとすれば、県と非常に密接に協議をしながら、教えていただくこともありながら対策を練ってきたということでございます。

その中で、田老については、議員ご指摘のとおり、遅いのではないかという部分、ご指摘がございましたけれども、今後の部分については、議員のご意見とを考えながら対応してまいりたいと。今後もこのようなことがあったらば、そういうようには考えております。

○議長（前川昌登君） 白石議員。

○5番（白石雅一君） 震災の災害廃棄物による土壌汚染ということで、市民の皆さんの注目もかなりあると思うんですけども、今回の件は広報であったり、市のホームページで広く市民の方に周知するという事はお考えでしょうか。

○議長（前川昌登君） 岩田環境課長。

○環境課長（岩田直司君） はい、市民への広報については、しかるべき措置をとりたいと思っております。

○議長（前川昌登君） 加藤議員。

○27番（加藤俊郎君） 田老野球場ですが、先日、国土交通省直轄の生コンプラントの起工式があったようで、新聞に載ってございましたが、多分その場所から基準値以上の鉛が出たということだろうと思うんですが、500立米取るといことですが、現在、進んでいる生コンプラントの工事には影響はないんですか。

○議長（前川昌登君） 岩田環境課長。

○環境課長（岩田直司君） 田老の部分については、グラウンドの脇に防潮堤ができます。そしてそこに乗り上げる道路が出る、その道路の下ですので、プラントのほうの影響はないと考えております。

○議長（前川昌登君） 加藤議員。

○27番（加藤俊郎君） 説明資料の3ページ、図の黒枠の部分ですね。

○議長（前川昌登君） 岩田環境課長。

○環境課長（岩田直司君） 対策を、黒枠は廃棄物を置いた場所ということで、災害廃棄物由来でこれは赤い、ちょっと目立っていませんけれども、点の部分を対策としてとる。その場所は先ほど言いましたとおり、今度できる道路の下になるという場所でございます。

○議長（前川昌登君） 加藤議員。

○27番（加藤俊郎君） 道路は、乗り越し道路の下に当たる部分ですか。生コンプラントには影響はない。

○環境課長（岩田直司君） はい、影響はございません。

○議長（前川昌登君） 北村議員。

○10番（北村 進君） 直接、この仮置場の土壌汚染にはかかわりないんですが、土壌汚染の1つとして、田老地区に震災後、私有地に魚介類を処分して穴を掘って、そこに埋め立てをして、もう一度すごく悪臭がして、地区民の方が騒いで、沢水に油がすごく浮いているというのでもう一度掘り返して、EM菌を混ぜてまた処分したわけなんです、その後の水質の調査については確認をしているのかどうか。

○議長（前川昌登君） 岩田環境課長。

○環境課長（岩田直司君） 確認しておりまして、適切な値が出ているということでもあります。

○議長（前川昌登君） 落合議員。

○20番（落合久三君） 先ほど松本議員が言った点、一つ私も要望なんです、この経過を私も改めて見てみるんですが、補足資料の1ページに、昨年11月に藤原埠頭、田老野球場、宮古運動公園の土壌調査を開始したと。そして、その詳細が、月日は別にして、そのくだりのところで、藤原埠頭では鉛、ヒ素、フッ素の基準超過が判明した。ことしの2月24日に基準超過について、県は環境省に報告をした。そして3月に環境省が基準を超えており、災害廃棄物に由来するものであると判定を下している。だから、それから見れば、4、5、6、7と、4カ月前に既にこういう調査中とかいうのではなくて、明らかに国も含めて災害廃棄物を置いたことが原因で、こういう基準を超える有害物質が検出されているということがあった前後に——前後ということはないか、その直後に、やっぱり議会にもきちんと報告をすべきだったんでないかなというふうにやっぱり私も思うんですね。

そこまで事態が明確になっても4カ月たつての報告というのは、やはりいささかどうなのかなというふうに思うんですが、部長、この点でもう一度、関連してお聞きし、また、できるだけ可及的速やかに報告をして、議会の意見もきちんと聞くべきだと、当然だと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（前川昌登君） 中村市民生活部長。

○市民生活部長（中村俊政君） 全くそのとおりだったかと思います。ただ、さっき、私のほうも、いずれこのとおり、数カ所の調査という部分で全体で捉えていたというような部分がありましたので、確かに田老の野球場の部分でこういったものが出ればご報告すればよかったのかなと、今思えばですね、反省をしております。

大変申しわけないんですが、いずれ、全部の調査が終了して、まとめていずれご報告をという部分でいたというのが事実でございます。今後は気をつけて、議会のほうにご報告を申し上げたいと思いますのでよろしくお願いたします。

○議長（前川昌登君） 落合議員。

○20番（落合久三君） もう一つは、私も竹花議員が先ほど聞いていたやつ、これもう一度、別の角度から。

この最初の提出された説明資料の5ページに、参考として土壌汚染対策法の概要が少しフローめいた図解で

描いてあって、5ページの一番下に※印、宮古市は土壤汚染対策法にかかわる権限が県から委譲されている。私も当然だと思うんですが、この必要最小限のどういう権限が委譲されているかということ、ここの図でも描いてあるんだと思うんですが、そういうふうな視点から見れば、全てが県がというんじゃなくて、市の判断でやっぱりいろいろなことが最小限できるというふうに理解するんですが、そこでもう一度お尋ねしたいのは、戻って説明資料の3ページ、産業振興部にかかわるところですが、3ページの(3)魚市場常設についてのくだりなんです。

増設予定地でヒ素、フッ素が基準を超えているから、今後、土壤汚染対策法に基づいて土壤調査を実施するというのは、まさに先ほど冒頭示した県から権限を委譲されている範疇なのかな、そういう形式論を言うつもりは全くないんですが、当然、皆さんが、魚市場が今の現状よりもほぼ倍近くに面積が、建物のね、広がっていくというのはみんな知っていることですが、そのの広げていく建設場所にヒ素等が検出されている土壤汚染法に基づいて、したがって調査をする。それにかかわるお金は当然単費になろうともやるというのは当然だと思うんですね。

そこをきちんと補正を組みながらというのは全く適切だと思うし、進めてほしいと思うんですが、その調査をした結果、やっぱりなおかつ、そういう基準を超えるような汚染が確認された場合に、やっぱり必要な除去の方法も含めて、さらに検討するのかどうか。私は当然あってしかるべきだと思うんですが、その点についてだけ、もう一度確認のために聞いておきたいと思います。

○議長（前川昌登君） 佐藤産業振興部長。

○産業振興部長（佐藤日出海君） 魚市場につきましては、三十何億を超える総体的な費用でつくるものがございますので、やはり一番考えなければいけないことは、せつかくお金をかけて、ここまで苦勞してつくってきたけれども、やっぱり何か変なことをやっているなどか思われて、それが風評被害につながったり、魚の値段の下落につながるようなことがあってはならないので、法的に、厳格にやっていきます。

1つだけ、ちょっと言いたいのは、権限委譲を受けているのは宮古市ですが、担当は環境課なんですよ。そこに対して、私どもは申請をして、指示を受ける立場というのがまず基本的なところでございますが、とりあえず、絶対に風評被害を招かないように法にのっとって厳格に対応してまいります。

○議長（前川昌登君） 須賀原議員。

○12番（須賀原チエ子君） 瓦れき置場に置いたものから出たのではないかなんていうことで風評被害になるのではないかなという心配をしております。

それで、瓦れきを皆さんに、排出するときには放射能から何から、ダイオキシンとか、もうはかって出していたかと思うんですが、鉛についてはどうだったのでしょうか。また今後、もしかして鉛がついたものをこちに送ってきて燃やしたのではないかなという問い合わせ等があったときにはどうするつもりですか。

○議長（前川昌登君） 岩田環境課長。

○環境課長（岩田直司君） 広域処理の中では、排出したものはすぐに処理されているものと考えますので、ここはずっと置いた場合、ずっと置いていたので土壤汚染の影響があったということで調べましたので、そこはまた違うのではないかなと思うのですが。

○議長（前川昌登君） 須賀原議員。

○12番（須賀原チエ子君） 瓦れきを燃やすのをお願いしたわけですよね。自分たちのところでも燃やしました。広域で、この間、ちょっとした手違いから鉛の除去がうまくできなくて、灰の中から高濃度の鉛が少し出

た事件、本当に何日間だったんですけれども、そういうこともあったりして、送ってやった瓦れきに放射能以外に実は鉛も混ざっていたんじゃないかなという指摘を受ける可能性があると思うんですよ。実は、まだ一部で騒いでいる人たちもいるので、そうなったときに、市のほうとしては、例えば鉛もちゃんとはかってだったのかどうか。また今回のことは違いますよと言えるのか。

○議長（前川昌登君） 岩田環境課長。

○環境課長（岩田直司君） 広域処理の場合、受け入れの機関の基準ではなかったので、それで処理をしていたので、十分にそこで信頼があったのではないかなというふうに考えています。

あと、議員のおっしゃる鉛が出たというのは、宮古広域行政組合の隣に県が仮設焼却炉をつくったところの話だと思うんですけれども、あちらのほうは、仮設焼却炉で燃やした灰を処分するときに鉛を溶け出しにくくする溶液の混ぜ方が悪かったので、その後ちゃんと処理をしたということなので、そこも問題なく処分されております。

○議長（前川昌登君） 須賀原議員。

○12番（須賀原チエ子君） 申しわけありません。そうなったときに、鉛が高濃度で出たんですよ。そのときに燃やした、焼却したものに鉛が入っていたから、このぐらい高濃度なのが出たんだという指摘をされていたんですよ、実際の問題として。田老のものには高濃度の鉛がまざっていたのではないのかという、焼却した瓦れきに。

なので、そういうことを、もし今後指摘されたときにということで質問していました。安全に出したはずだという返事だったので、まずはそれでいいのかなと思いますけれども。

○議長（前川昌登君） 内館議員。

○9番（内館勝則君） 私からは2点ほどなんですが、今回説明があったのは産業廃棄物由来から生ずる土壤汚染の関係ということでの説明だったわけですが、その説明の中で、産業廃棄物由来から出てきた今回の有害物質……

〔「災害」と呼ぶ者あり〕

○9番（内館勝則君） ああ、災害廃棄物由来から出てきた有害物質等のものについては、家庭電化製品あるいはバッテリーとか、あるいは農薬等から出るいろいろなものが想定されるわけでございますけれども、そういった中で、1ページの今後の対策について説明があったわけですが、災害廃棄物に由来する汚染土壌は除去することとしており、その工法等について関係機関と協議を行ってまいりましたというふうな説明であったわけですが、具体的に手法、工法というものがどういったことが想定されているのでしょうか。

いろいろな予算等の関係もあると思うんですが、どのような方法で、こういう除去という形を行っているのか。もし、わかる範囲でよろしいんですが、ちょっと理解したいですので説明を。

○議長（前川昌登君） 岩田環境課長。

○環境課長（岩田直司君） まず、県内でこのような汚染土壌を処理する施設は、大船渡の大洋セメントと一関の三菱マテリアルがございますので、まずそこでどのような形で運ぶのかというようなことと、あとは掘った際に湧き水が出てくるかもしれません。また、その湧き水をきちんと検査をした上で、例えば排出する際にはどのような排出がいいのか。あるいは、その水が排出できないような基準であれば、それをどのように産廃処理をしていくのか、そういった部分も含めて、これからの設計の中でどういうことが考えられるかというふうに思っています。

○議長（前川昌登君） 内館議員。

○9番（内館勝則君） わかりました。

もう一点お尋ねをしますけれども、今まで災害廃棄物の処理ということで、一旦、分別をして、ある程度のもに分別をした際に、特に人的害にあるものの調査については、私も現地を見学したことがあるんですが、放射能については検査をされていましたが、実際にはこういう有害物質の検査というのは、例えば広域処理をして、物を移動されますよね。そのときにそういったことも調査されてきたのかどうか。ある程度調査して、広域処理として運搬されたのかとか、その辺はどうなんですか。

○議長（前川昌登君） 岩田環境課長。

○環境課長（岩田直司君） お答えいたします。

金属物とかそういうふうに分類してきた中で、それぞれ処分されておりますので、そこは適正に処理されていると考えています。今回の場合は、その処分をしたあとの土壤に、そういった有害物質が残留をしておりますので、きちんと、例えば土壤に溶出しないようなきちんとした、コーティングされているような場所できちんと運び出して、それぞれで処分をすればこういう問題は起こらなかったんですけども、土の土壤に残骸が、金属類が残ったというので、その土も変えていかなきゃならないということなので、普通の災害廃棄物の処理の中では、それは適正にそれぞれ処理されていたものというふうに認識しております。

○議長（前川昌登君） 内館議員。

○9番（内館勝則君） わかりました。

広域処理を受け入れたほうに迷惑をかけないのかなと、そこがちょっと心配になったものですから、そう思い立ちました。わかりました。

○議長（前川昌登君） 田中議員。

○26番（田中 尚君） 経過につきまして、あるいはまたそれに基づいた質疑が行われたわけではありますが、率直に言いまして、大体想像を働かせばわかるんだろうなという内容にはなっているんですが、ちょっと全体としてもうちょっと我々が理解しやすいようなシンプルな報告書であってほしいなという思いから発言いたしました。

それは何かといいますと、1つは、去年の11月の段階で基準値を超えているということが判明をして、詳細設計調査に移行するということが昨年11月にわかったわけですよ。だとするならば、この詳細設計は、いつからどれぐらいの期間を用意して行われたのかというのはないんですよ。

それから詳細設計を請け負った機関はどこなのかということもないわけでありまして、最終的には、例えば超過基準箇所は藤原の仮置場という約800平方メートルですよ、田老球場が500平方メートルですよ、じゃ、それはどこなんだろうなということになって地図を見ますと赤ボツと。この辺かなということがあるんですが、何か情報公開がいろいろ言われているときに、我々が市民から聞かれたときに、どこだったんですかとなったときに説明できない資料になっているなど。

ですから、さっき加藤議員が聞いたような質問も出てくるわけでありまして、調査自体は、いわゆるこういう手法はメッシュ調査というんですけれども、相当期間を切って調査をしている。当然データもあるはずなんですけれども、何か非常に議会への報告の時期も遅ければ、報告の中身も大したことがないから、松本議員が言うようにこんな形になっているのかなと、そういう憶測も働くわけでありまして、しかし一方ではこれからお金をかけて撤去しますよと。何かちぐはぐな感じがするんですよ。

だとするならば、去年の11月でこの経過を見ますと、いわゆる25年度にそういういわば、汚染土壌を撤去しなきゃならないような判断ができていますよ。実際にそれを実施するについては、これから工法を協議するというのは、何か全体として、松本議員が言った部分に共鳴するわけなんですけれども、本当に危ないのがやと。しょうがなく、国がそういう切り割りだから、やんなきゃないからやるんだと。何かそういうふうにも私とすれば受け取らざるを得ないようなニュアンスで私は受けとめておりますので。この詳細調査は2月、前年度に終わっていると私は読み取れるんですが、平成26年2月24日、つまり25年度内の事業として詳細結果も終わっている。そこから次のステップは撤去だというのが、最終的には9月の、今度の臨時議会か、9月ですよ。この一連の流れは、非常に私は何か平和だな、日本はというふうに思いますので、ちょっとその辺はどのように我々理解したらよろしいのか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（前川昌登君） 岩田環境課長。

○環境課長（岩田直司君） この11月から、当初も上げましたとおり、30メートルメッシュの中で調査を行ってまいりまして、まだその分には災害廃棄物がある場所もありましたので、詳細調査に移行した部分については、田老の部分は早かったんですけども、藤原の部分は年をまたいで詳細調査に入ってきた部分もございます。あとは、全てが宮古市の土地であれば、このような場所だというふうに公表はできると思うんですが、それぞれ民間地もありますし、県有地もございまして、宮古市が他の所有者の土地の情報を、ここが汚染されているというふうに詳細には公表は申し上げられない。あとは県のほうからも、そのような助言等もございまして、議員さんのほうに関しては大変申しわけないんですけども、本当にわからないのではないかというご指摘はそのとおりだと思うんですけども、その部分での資料ということで、つくった次第でございます。

○議長（前川昌登君） 田中議員。

○26番（田中 尚君） 具体的な事実関係でありますから、今、課長さんからお答えになった部分は私は理解できますけれども、少しでも田老の野球場についての詳細調査は、何月から何日まで行ったというのは差し支えないと思いますよね。そういう部分がちょっと、どうぞ判断してくださいという形は余り適切じゃないんじゃないですかということをご指摘しておりますので、今後、そういうことは、一つやっぱり市の情報公開のあり方としても、やはり自治基本条例では市当局が握っている情報とプライバシー、個人情報とは別といたしますけれども、やっぱり議会が情報を共有するところから協議の前提条件が整うわけでありまして、やっぱりそこはできるだけオープンに、なおかつ報告事項でありますから、ある意味、説明資料を見れば、私たちが理解できるような形のご努力をお願いしたい、以上です。

○議長（前川昌登君） ほかになければ、この件はこれで終わります。

説明員は退席願います。

---

### 説明事項（3） その他

○議長（前川昌登君） 次にその他ですが、事務局より連絡があります。

菊地主任。

○事務局主任（菊地政幸君） それでは私のほうから、資料をお配りしておりますけれども、フェイスブックの公式ページということで、報告をさせていただきたいと思います。

先月の議会運営委員会と6月13日の議員全員協議会でフェイスブックのページを開設するというご了解をいただきました。その後、運用方針等を案をつくりまして、7月4日の広報編集委員会で最終的に決定を

いただいております。

まず1ページですけれども、運用方針ということで、利用するソーシャルメディア名はフェイスブック、ページ名は岩手県宮古市議会ということになっております。

こちらのページで情報発信する内容というのが2番になってございまして、(1)の市のホームページの更新情報から(3)議会報告会等の活動情報ということで、主にこういうものを発信していきたいと思っております。

次に、5番のコメントへの返信という部分なんですけれども、利用者からいろいろコメント等が寄せられることもあります。原則として、このコメントに対する返信はしないという対応をしていきたい。これは市の公式ページと同様の対応ということになっております。

次のページをごらんいただきたいと思います。

2ページの11番の適用という部分ですけれども、7月4日の広報編集委員会で最終的に確認をいただきましたので、7月4日からこちらを開設してございます。来年27年4月29日までは試行期間とするということになっております。時期が中途半端な部分もあるんですけれども、この27年4月29日というのが、市の公式ページの期間、市のほうがことしの4月30日から開設しております1年間試行期間としておりまして、その後に検証などを行うということで、同じように試行期間を同じにしまして、同時に検証していきたいというふうに考えております。

3ページからが実際の運用に当たってのマニュアルということで、主にこちらのほうは、書き込みとか、事務局または広報編集委員の皆さんで使っていただくというようなこととなります。

具体的に、3ページの3番の掲載情報の範囲という部分ですけれども、(1)のホームページの更新情報ということで、市のホームページの内容で更新したものを載せていくという部分でございます。

次の4ページになりますけれども、(2)本会議、委員会等の活動情報ということで、本会議の状況や委員会、きょうのような全員協議会、先ほどちょっと写真を私のほうで撮らせていただきましたけれども、会議が終わり次第、こちらのほうも情報をアップしたいというふうに考えております。

(3)として議員報告会等の活動情報ということで、議会報告会の開催のお知らせとか、開催している状況、先日、ちょっと時期がずれてしまいましたけれども、黒石のほうに市政調査会の事業として行きましたけれども、今後、例えば、これから秋祭りとか、市政調査会の講演会とか、いう部分、さまざまな事業がありますので、それらのほうも載せていきたいというふうに考えてございます。

ちょっとページが飛びまして、7ページになります。7ページが運用に当たっての担当者、管理者等の体系図というふうになっております。全体の運用管理者を議長ということで、運用管理者が事務局長、その中のフェイスブックの管理者ということで事務局の職員がこれに当たります。フェイスブックの編集者ということで、この編集者というのは、記事を投稿する担当ということになりますけれども、こちらを広報編集委員会の委員と、あとは同じく事務局の職員ということで、この両方で協力をしながらやっていくというような形になってございます。

8ページ以降が主な掲載内容ということで、こちらのほうは説明を省略させていただきます。

最後にカラーのページ、16ページの次にページ番号を振っておりませんが、これが実際のフェイスブックのページの内容ということ、これは2日前の状況をプリントアウトしております。一番最初に来ている、左側のほうですね、委員会の開催予定と、ちょっと字が細かくてあれですけれども、開催予定ということで、

きょうの全員協議会とか、来週、それぞれ委員会が開催されますけれども、それらをホームページで公表しておりますので、それらのホームページの内容を更新したという部分がこちらに当たります。

右下のほうに下がっていただいて、おととい、臨時会が来週の16日に招集されましたけれども、その7月臨時会が招集されたというお知らせをこのように、その右下のほうに載せてございます。

また左のほうに飛んで、経済常任委員会が今週の月曜日から水曜日まで視察に行きました。早速、その日のうちにデータをいただいて、例えば7月8日の伊賀市のほうで、伊賀の里モクモク手づくりファームで視察をしたという部分で、このように載せてございます。

ちょっとページがまたいでおりますけれども、さらにその右下の部分ですね、行政視察の受け入れということで、同じく7月8日に京都の舞鶴市議会の会派の皆さんが三鉄の運営等について視察をしたということで、次のページの右上のほうになりますけれども、こういうふうに視察の受け入れをしたというのを載せてございます。

さらにその左下の部分が、経済の7月7日の松阪市の木質バイオマスの視察の状況というような形で、こういう形で、その都度その都度、掲載していきたいというふうに思っております。

このフェイスブックのページは、アカウントを持っていれば投稿等もできるんですけども、仮にアカウントがなくてもこうやってページを見ることは可能ですので、議員の皆さんもパソコン等でたまにというかチェックをしていただければ、委員会の開催予定の更新の情報とか、自分の所属する以外の委員会の動きとか、他の委員会の動きというのが見えてくるのかというふうに思います。

ということで、7月4日からこのようにページを開設しておりますので、ご利用していただければと思います。

以上で終わります。

○議長（前川昌登君） 説明が終わりました。この件について、何かご質問ございますか。

〔発言する者多数あり〕

○議長（前川昌登君） フェイスブックで始まっているようですので、私は見方もわからないので、これから教わりたいなと思っています。

○事務局主任（菊地政幸君） 先ほどのページの入り方ですけども、宮古市のホームページのトップページから議会のページに入っていけますので、議会のホームページに入っていいただければ、フェイスブックの公式ページというメニューがありますので、そちらから行くと簡単にこのページに行けるようになっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（前川昌登君） 皆さんから何もなければ、これをもって……、田中議員のほうはいいんですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

---

## 閉 会

○議長（前川昌登君） なければ、これで議員全員協議会を閉会します。

ご苦労さまでした。

午前11時35分 閉会

---

宮古市議会議長 前川昌登